



2022年11月28日

各 位

会 社 名 人・夢・技術グループ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 永 治 泰 司
(コード番号 9248 東証プライム)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 塩 釜 浩 之
経 営 企 画 担 当 (TEL 03-3639-3317)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月28日に開催した取締役会において、2022年12月23日開催予定の当社第1回定時株主総会の議案として、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議し、承認されたため、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものがあります。
- ①変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定める。
 - ②変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設ける。
 - ③株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除する。
 - ④上記の新設・削除に伴い、経過措置に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は所定の期日経過後に削除する。
- (2)当社定款附則第1条において、2021年10月1日の当社設立の日から2022年12月23日開催予定の第1回定時株主総会終結の時までの最初の取締役の報酬等が定められておりますが、当規定は本総会終結の時をもって当社定款附則第2条に基づき失効するため、これを削除するものであります。なお、取締役の報酬等については、改めて本総会にてお諮りする予定であります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催予定日	2022年12月23日
定款変更の効力発生予定日	2022年12月23日

以 上

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削除 ></p> <p style="text-align: center;">(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条～第46条 (条文省略)</p> <p>附則 (最初の取締役の報酬等)</p> <p>第1条 第31条の規定にかかわらず、<u>当社の最初の定時株主総会の時までの期間の当社の取締役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の総額は、年額250百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。</u></p> <p>(2) <u>監査等委員の報酬等の総額は、年額30百万円以内とする。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新設 ></p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第2条 第1条及び本条は、<u>当社の最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。</u></p>	<p>第16条～第46条 (現行どおり)</p> <p>附則 <div style="text-align: center;">< 削除 ></div> <div style="text-align: center;">< 削除 ></div> </p> <p style="text-align: center;">(経過措置)</p> <p>第1条 <u>変更後定款第15条の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内</u></p>

	<p><u>の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>
--	---

以 上